

国立大学法人鹿屋体育大学における競争契約及び随意契約に係る公表の取扱いについて

〔平成18年12月27日〕
学 長 裁 定

改正 平成20年3月4日

(目的)

第1 国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における業務の公共性及び運営の透明性を確保するため、鹿屋体育大学契約事務取扱細則第2条第2項に基づき競争契約及び随意契約に係る情報の公表について、以下のとおり定める。

(公表の対象とする競争契約)

第2 競争契約については、全て公表する。

(公表の対象とする随意契約)

第3 国立大学法人鹿屋体育大学会計規則第36条第3項の規定により締結された随意契約のうち、本学の支出の原因となる契約であって、鹿屋体育大学契約事務取扱細則第44条第1項の各号に該当しない随意契約を行った場合とする。

(公表の時期及び方法)

第4 経理担当役は、第2及び第3の規定による契約について、契約を締結した日の翌日から起算して30日以内に、別紙様式を本学ホームページに掲載し、公表する。

2 公表は逐次行うものとし、その期間は、契約を締結した日の翌日から起算して一年が経過する日までとする。

(公表の内容)

第5 経理担当役は、第4の規定において、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 契約に係る工事、物品又は役務等の名称及び数量
- 2 契約担当者の氏名並びに所属課名及び所在地
- 3 契約を締結した日
- 4 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- 5 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- 6 契約金額
- 7 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は大学の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- 8 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- 9 随意契約によることとした契約事務取扱細則の根拠条文及び理由（理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。）
- 10 所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数。
- 11 その他必要な事項

(その他)

第6 この基準によりがたい場合は、その都度学長が決定するものとする。

附 則

この裁定は、平成18年12月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平20.3.4)

この裁定は、平成20年3月4日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

「国立大学法人鹿屋体育大学における競争契約及び随意契約に係る公表の取扱いについて」に基づく契約情報

| 公表日 | 契約に係る 工事、物品 又は役務等 の名称及び 数量 | 契約担当者 の氏名並び に所属課名 及び所在地 | 契約を 締結し た日 | 契約の相手 方の商号又 は名称及び 住所 | 予定価格 <small>(公表したとしても、他の契約 の予定価格を類推される、又は 事務・事業に支障を生じるおそ れがないと認められるもの。)</small> | 契約金額 (円) | 一般競争入札・指名 競争入札の別及び総 合評価の実施 ----- 随意契約によること とした根拠条文及び 理由 (企画競争又は 公募) | 落札率 <small>(契約金額を予定価格で除 したものに百を乗じて得た 率。予定価格を公表しない 場合を除く。)</small> | 再就職の役 員の数 (随 意契約の場 合のみ) | 備考※ |
|-----|--|----------------------------------|------------------|-------------------------------|--|-----------------|--|--|----------------------------------|-----|
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

注 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができる。

※ 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

